

議案第69号

国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国土調査の認証の日から、本町内の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2に示すとおり設定するものである。

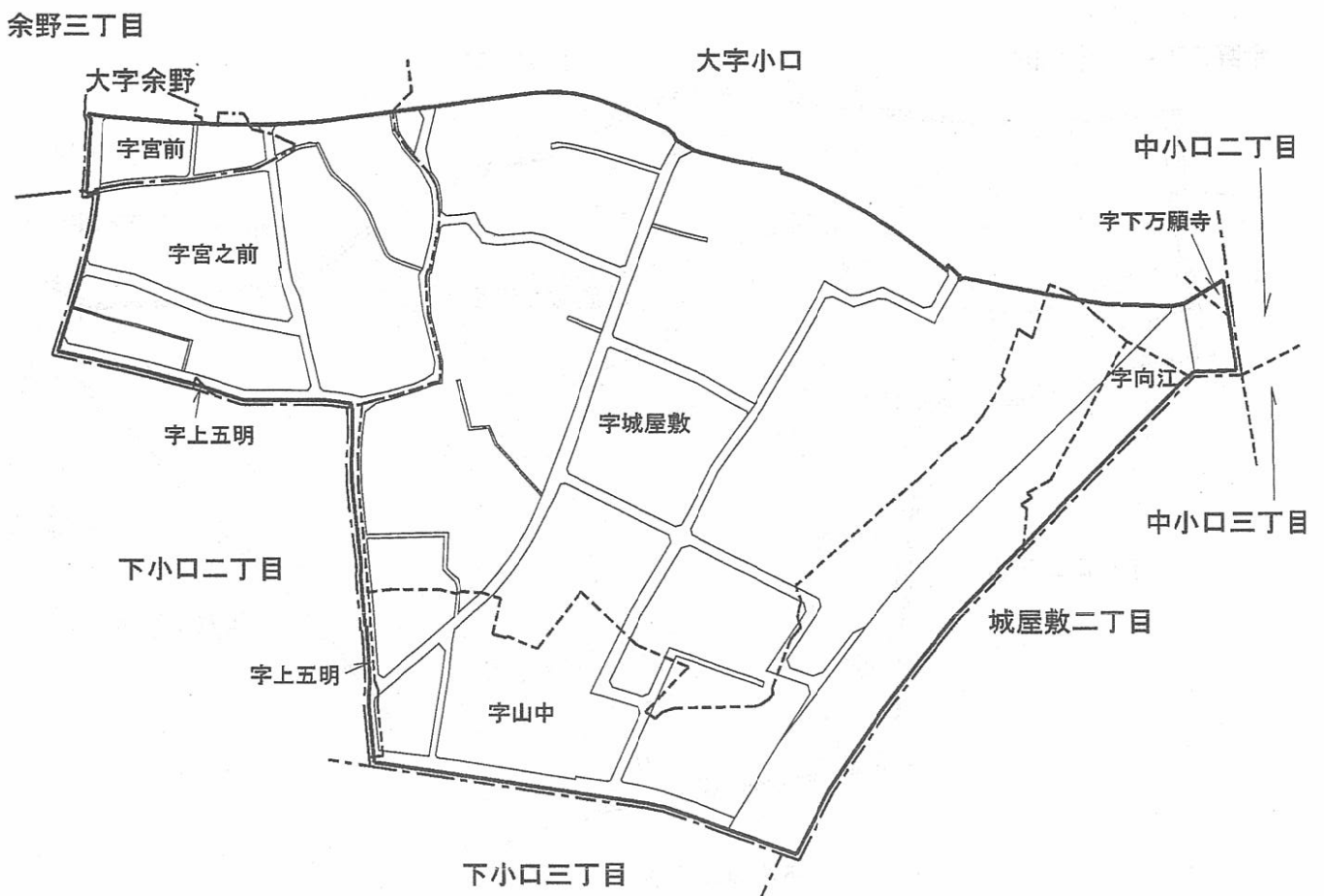
平成23年11月29日提出

大口町長 森 進

（提案理由）

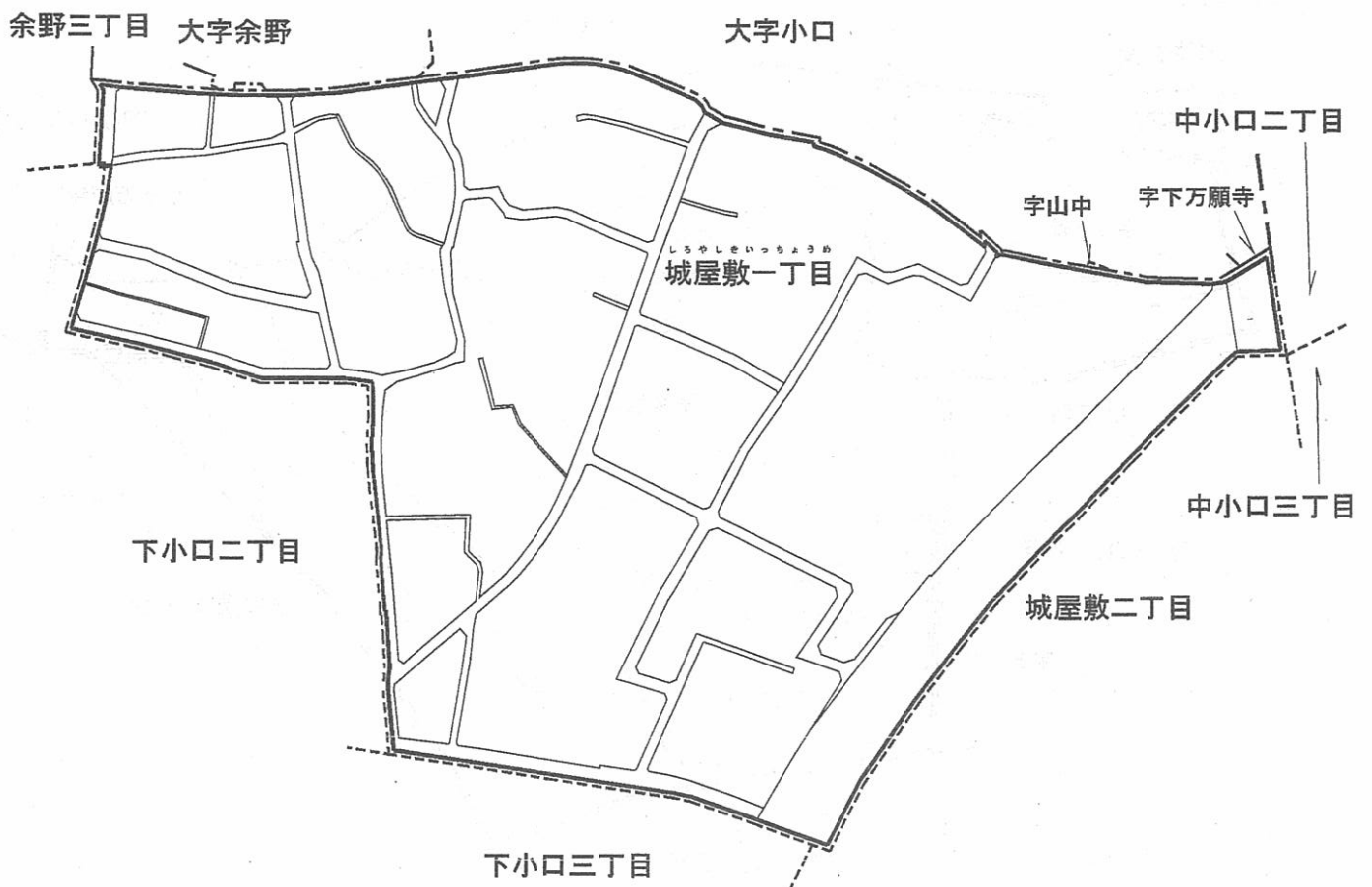
この案を提出するのは、国土調査事業に伴い、本町の字の区域を設定するため必要があるからである。

別図第1



凡 例	
——	実施区域界
- · -	大字界
- - -	字界

別図第2



凡 例	
———	実施区域界
- · - · -	大字界
- - - - -	字界

(参考資料)

字区域設定等新旧対照表

新町名	旧 字	
	大 字	小 字
城屋敷一丁目	小 口	城屋敷の一部、宮之前の一部、山中の一部、 下万願寺の一部、向江、上五明
	余 野	宮前の一部